

生徒心得は、皆さんが本校の教育目標ならびに教育方針に従って、充実した高校生活を送るために必要な生活上の指針を記したものです。本校生徒としての自覚と誇りを持ち、皆さんが「ルール」を守って有意義な高校生活を送れるよう常に心がけましょう。

1 登下校

1 登校

登校時刻は、年間を通じて8時30分です。登下校に際しては、制服を着用することがルールです。交通事情を踏まえ、余裕をもって登校しましょう。万一、通学途中で交通事故等に遭った場合は、身の安全を第一にし、直ちに警察に連絡するとともに、家庭と学校に連絡してください。

2 下校

下校時刻は、年間を通じて16時55分です。16時55分以降部活動や行事活動などで学校に残る場合は、顧問等の監督指導のもとに行います。ただし、最終下校時刻は19時00分です。

3 自転車による通学

自転車通学は、許可制になっています。次の自転車通学ルールを守って、安全運転に心がけましょう。

「自転車通学ルール」

自転車通学は、通学時間短縮や家計への配慮など、合理的な手段として認められる場合、許可するものである。ただし、駐輪場等の物理的条件が整わない場合や学校周辺の道路状況等で地域に迷惑をかける可能性がある経路については許可しない。

- 『自宅から学校まで自転車通学をする者』は、必ず「**自転車通学許可申請書**」を提出し、学校の許可を得る。『自宅から最寄り駅まで自転車を使用する者』も駐輪施設・経路などを「**自転車通学届**」により提出する。
- 「自転車通学許可」は、通学距離による制限は設けない。ただし、周辺の交通事情など安全面を考慮し、藤沢本町駅駐輪場から学校間の自転車通学は許可しない。
- 「自転車通学許可」にあたっては、自転車保険又は総合保険（自転車傷害保険付加のものなど）への加入と、学校が開催する交通安全指導等への参加を必要とする。
- 『自宅ー最寄り駅間』、『藤沢駅ー学校間』等において自転車を使用する場合は、必ず駐輪が保証される施設を使用することとする。
*満車等で駐輪できない可能性がある無料駐輪施設の利用による自転車通学は許可しない。
- 「自転車通学許可」を受けた自転車には、必ず「**自転車通学ステッカー**」を見やすい場所に貼付するとともに、各自で防犯登録を行うこととする。
- 自転車通学にあたっては、交通法規を遵守する。
*傘さし運転、携帯電話・スマートフォン・イヤホンを使用しての運転、右側通行（逆走）、二人乗り、歩道走行（通行許可歩道を除く）等は、すべて交通法規で禁止されている。
- 以上の自転車通学ルールについて違反があった場合は、通学許可を取り消すとともに、特別指導の対象とすることもある。

2 学校生活

1 欠席、遅刻、早退、欠課等

予定のあるときは事前に届出用紙に理由を記入し、担任に届け出てください。病気その他の理由で事前に届出できない場合に、当日、原則として保護者から8時15分～8時25分までに学校（各年次の電話番号）に電話連絡をしてください。

登校後、早退する場合は、担任に申し出て早退許可証を受け取り、帰宅後、学校に電話連絡をしてください。

2 忌引き

近親者が死亡した場合には、次の日数を目安に「忌引き」を願い出すことができます。

- | | | |
|------------------|-----|------------------|
| (1) 父・母 | 7日間 | |
| (2) 祖父母・兄弟姉妹 | 3日間 | *遠方の場合、往復にかかる日数を |
| (3) 伯父母・叔父母・曾祖父母 | 1日間 | 加算することができます。 |

3 授業に臨む心構え

- (1) 授業は「ジャストタイム」で時間どおりに始まるので、遅刻をしないよう余裕をもって行動しましょう。
- (2) 授業においては机の上に飲食物を置かない、開始時・終了時の礼などの授業マナーを守るようにしてください。
- (3) 授業に必要なものは校内に持ち込まないようにしましょう。携帯電話・スマートフォン等については、授業中先生の指示のある時以外は原則電源を切りカバン等にしまえます。ルールが守られない場合は、一時的に学校で預かることがあります。

4 学校生活全般について

- (1) 集団生活、公共の場であることを意識し、マナーやルールを守り、互いに礼を尽くし、他人に迷惑をかけないように心がけましょう。
- (2) 社会生活の基本である「挨拶」は、教職員や来客に対してだけでなく、生徒間でもお互いに交わすようにしましょう。
- (3) 他の生徒の人権を尊重しましょう。特にいじめや誹謗中傷等は、絶対に行ってはけません。
- (4) 金銭その他物品のやりとりやカンパ等は行ってはいけません。
- (5) 休業日、長期休業中であっても登下校に関しては制服を着用することとしています。
- (6) 長期休業中は、水泳、旅行、登山などの事故や交通事故等が起きないように注意しましょう。
*万一、事故が起きてしまったときは、直ちに学校にも連絡してください。

3 学校外での生活

学生の本分は「勉強」することです。軽はずみな行為を慎み、様々な誘惑に負けず、学校外でも、藤沢清流高校の生徒であるという自覚をもって行動するようにしましょう。

1 アルバイト

家庭の事情によりアルバイトを希望するときは、保護者とよく相談の上、保護者の同意を添えて学校に「アルバイト届」を提出してください。

2 薬物乱用等の防止

法律で禁止されているシンナー、大麻、覚せい剤などの薬物の乱用や飲酒、喫煙は健康上からも絶対に行ってははいけません。

3 運転免許証

運転免許証の取得や乗車については、保護者とよく相談の上で行ってください。運転に際しては、「生命尊重」、「遵法」、「思いやり」を忘れずに行動し、運転や危険予測等の知識・技能をしっかり身に付けることを怠らないようにしましょう。なお、原動機付自転車、自動二輪、自動車での通学は禁止です。（制服乗車・同乗も禁止です）また、私服であっても、学校周辺における乗車については指導の対象となります。

4 その他

神奈川県条例により深夜 23 時以降の外出は禁止されています。生徒だけの外出は控えてください。

4 服 装

本校は制服が決まっています。次の服装規定を守り、きちんと着用しましょう。

「服装規定」

- 1 4月1日から4月30日まで、及び11月1日から3月31日までを制服着用期間とする。
 - (1) 女子は、濃紺無地のブレザーとタータンチェック柄のスカート又はグレーのスラックスとする。スカートの場合はリボンを着用する。スラックスの場合はネクタイを着用する。
 - (2) 男子は、濃紺無地のブレザーとチェック柄のスラックス、ネクタイを着用する。
 - (3) シャツ類は、白の襟付きとする。
 - (4) ブレザーには必ず校章をつける。
 - (5) ブレザーの下に濃紺無地のセーター・カーディガン・ベストの着用が認められる。トレーナー、フード付きは不可。ワンポイント（3×3cm程度の大きさ）は可とするが、ライン入りは不可とする。
- 2 5月1日から10月31日までを略服可能期間とする。
 - (1) 上記の制服の内、ブレザー・ネクタイ・リボンは着用しなくてもかまわない。
 - (2) 白いポロシャツ、濃紺無地のセーター・カーディガン・ベストの着用を認める。トレーナー、フード付きは不可。ワンポイント（3×3cm程度の大きさ）は可とするが、ライン入りは不可とする。
- 3 コート、靴下、その他の規定のないものについては、学校生活にふさわしいと判断される色や形の物を着用する。
- 4 ピアス等のアクセサリーの装着、化粧（色付リップを含む）、頭髮に手を加える（染色・脱色、パーマ、ヘアアイロン等）などは行わない。
- 5 特別な事情で上記の規定以外の服装をする場合は、学級担任に申し出て異装許可を得る。

5 所持品等の管理

本校は選択教室、移動教室などの関係から施錠をしない教室があります。次のことに注意してください。

- 1 所持品には必ず記名をして、紛失・盗難を予防するよう心がけましょう。
- 2 学校生活に不要な品（高額なもの等）は持参しないようにしてください。

3 貴重品などは持って移動する、ロッカーへ入れて施錠するなどの自己管理を徹底してください。

6 学校の設備は大切に

校舎や教室などの様々な施設・設備は、公共物であり、これらを十分に利用し皆さんの後輩に引き継いでいくためにも、次のことをよく守ってください。

- 1 大切に取り扱い、破損したりしないように注意してください。
- 2 破損した場合は直ちに先生や事務職員に申し出てください。
- 3 校内美化に心がけてください。
- 4 火災報知器、消火器は、人命に関わるものですから絶対にいたずらをしてはいけません。

***故意又は不注意によって施設・設備を破損した時は、本人の弁償になります。**

7 その他

学校生活を送る上で、きまりを守れない場合や法律に触れるような行為をした場合には、特別に指導を行うことがあります。